後期高齢者医療特別会計予算

歳　入

科　　　目	本　年　度	前　年　度	増　減　額	増　減　率
	千円	千円	千円	%
1 後期高齢者医療保険料	2,459,908	2,646,078	△ 186,170	△ 7.0
2 使用料及び手数料	1	1	0	0.0
3 繰　入　金	521,435	417,542	103,893	24.9
4 繰　越　金	1	－	1	皆増
5 諸　収　入	90,759	4	90,755	2,268,875.0
歳　入　合　計	3,072,104	3,063,625	8,479	0.3

歳　出

科　　　目	本　年　度	前　年　度	増　減　額	増　減　率
	千円	千円	千円	%
1 総　務　費	30,012	18,146	11,866	65.4
2 後期高齢者医療広域連合納付金	2,933,317	3,035,478	△ 102,161	△ 3.4
3 保健事業費	95,775	－	95,775	皆増
4 諸支出金	3,000	1	2,999	299,900.0
5 予　備　費	10,000	10,000	0	0.0
歳　出　合　計	3,072,104	3,063,625	8,479	0.3

1．加入者数　35,456人（20年11月30日現在）

2．保険料　　均等割額　39,600円　　所得割額　（基礎控除後の総所得-33万円）×7.36％

・均等割額の軽減（世帯の総所得金額等に応じて）

7割軽減	軽減後11,880円	〔基礎控除額33万円〕を超えない世帯
5割軽減	軽減後19,800円	〔基礎控除額33万円＋24.5万円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）〕を超えない世帯
2割軽減	軽減後31,680円	〔基礎控除額33万円＋35万円×世帯の被保険者数〕を超えない世帯

※　平成20年度は7割軽減の人は8.5割軽減に、平成21年度は7割軽減対象のうち年金収入80万円以下の人は9割軽減になる。

※　所得割は、平成20年度・21年度は所得の少ない人（年金収入153万円から211万円まで）は5割軽減になる。

・被用者保険の被扶養者の軽減

均等割額　5割軽減 所得割額　なし	・H20年3月31日に健康保険組合、船員保険、共済組合等の被扶養者だった人 ・制度施行後、75歳などになって資格を得た日の前日に上記被用者保険の被扶養者だった人

※　激変緩和措置として平成20年4～9月まで均等割額を凍結

平成20年10月～平成22年3月まで均等割額を9割軽減

・自己負担限度額（月額）

	外来限度額（個人毎）	外来＋入院限度額（世帯毎）	高額医療・高額介護合算制度における自己負担限度額（初年度16ヶ月分）
現役並み所得者	44,400円	80,100円+[(実際にかかった医療費-267,000円)×1%](44,400円)	890,000円
一　般	12,000円	44,400円	750,000円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	410,000円
低所得者Ⅰ		15,000円	250,000円

※　(　)内の額は、過去1年間の4回目以降の自己負担基準限度額

3．医療給付費の財源

公費《50％》		支援金《40％》	保険料等《10％》		
国庫	国3/6	各保険者からの支援金	高額医療支援	保険料	保険基盤安定制度
調整交付金1/6	県1/6 市町村1/6		国1/4　県1/4　保険料2/4（広域連合全体の保険料で負担）	市町村が広域連合に納付	県3/4 市1/4

4．その他　　葬祭費、特定健診、人間ドック助成など